山陰中央新報社宛

**山陰中央新報社著作物使用申込書（放送用）**

　西暦　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　〒

法人名

使用責任者

申込担当者

電話

FAX

Ｅ メ ー ル

貴社の著作物を下記の通り使用させていただきたいので、許諾をお願いいたします。使用にあたっては貴社の指示、以下の順守事項に誠意をもって従います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用を希望する著作物 | １・本紙　２・写真　３・出版物　４・山陰経済ウイークリー　５．その他 | | |
|  | 西暦　　　　年　　月　　日　掲載・発刊 | |
| 件名、記事の見出し |  | | |
| 放送局名 |  | | |
| 番組名 |  | コーナー名 |  |
| 放送予定日 | 西暦　　　　年　　月　　日 | 放送エリア |  |
| 再放送、他局への番組販売、ＶＯＤなどインターネット配信の予定 | | １・ある　　　２・なし | |
| ※ある場合は別途申請、使用料が必要となります | |

**［順守事項］**

１．使用は今回の目的に従い１回限りとします。

２．申し込み時の内容を無断で変更しません。

３．使用する記事、写真などの出所（掲載紙・誌名、掲載年月日）を明示します。

※共同通信社の配信記事・写真や寄稿原稿は、別途の案件となります。

４．使用する記事、写真などに追加・挿入、削除などの変更は加えません。

５．切り抜きイメージで使用し、テキスト化は致しません。

６．人物写真は肖像権をクリアするため別途、本人か相続人の許諾を事前に得ます。

７．記事、写真などを利用した番組を収録した複製物（ＤＶＤなど）を、山陰中央新報社読者室著作権係に送付します。

８．利用において著作権の使用料が必要な場合、貴社の指示に従い支払います。

９．順守事項などに違反した場合、許諾取り消しや損害賠償請求されても異議を唱えません。

10.山陰中央新報社および山陰中央新報の紙面、記事を誹謗、中傷するような使い方や信用を損なうような使用をしません。

11.この契約に基づいて記事、情報を利用したことに関連して第三者との間に生じた紛争は、すべて申し込み者の責任とし、解決します。

**［申し込み時の注意］**

１．申込書は使用を希望する記事、使用形態などが分かるコピー等を添え、返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封して郵送してください。

２．申込書は郵送による受け付けを原則とします。ただし急ぎの場合はＦＡＸで仮申請後、改めて郵送手続きをしてください。

３．使用をお断りする場合もありますので、後日、当社から諾否の連絡をいたします。

＜申し込み先＞〒690-8668　島根県松江市殿町３８３　山陰中央新報社　読者室著作権係

電話0852(32)3474　ＦＡＸ0852(32)3520